



令和 8 年 第 1 回臨時会：7 月 1 6 日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和 8 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（9 名）	2
○欠席議員（1 名）	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開 会（午後 1 時 3 0 分）	4
○諸般の報告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	5
採決	5
○議案第 3 号及び議案第 4 号の一括上程、提案説明	5
行田邦子 管理者	5
菅原広志 事務局長	6
○上程議案の質疑～採決	9
○議案第 5 号の上程、提案説明	1 0
行田邦子 管理者	1 0
菅原広志 事務局長	1 1
○上程議案の質疑～採決	1 1
○特定事件の委員会付託	1 2
○閉 会（午後 1 時 5 3 分）	1 2
○署名議員	1 3

彩広清告示第2号

令和8年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を、7月16日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和8年7月6日

彩北広域清掃組合
管理者 行田 邦子

付議事件

- 1 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 2 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）
- 3 彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録

○議事日程

令和 8 年 7 月 1 6 日（木） 午後 1 時 3 0 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 3 号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員
の給与に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 4 号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合会計
年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条
例）

第 4 議案第 5 号 彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部を改正する
条例

第 5 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（9 名）

1 番	小 林 淳 一 議員	2 番	駒 見 行 彦 議員
3 番	古 山 大 輔 議員	4 番	福 島 と も お 議員
5 番	橋 本 祐 一 議員	6 番	中 西 耕 二 郎 議員
8 番	梁 瀬 里 司 議員	9 番	田 中 和 美 議員
1 0 番	市 ノ 川 徳 宏 議員		

○ 欠席議員（1 名）

7 番 小 林 修 議員

○ 説明のため出席した者

行	田	邦	子	管	理	者			
並	木	正	年	副	管	理	者		
五	十	嵐	章	五	会	計	管	理	者
江	森	裕	一	参	与				
長	澤	和	弘	参	与				

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	菅	原	広	志
課	長	今	井	剛	史		
書	記	野	本	哲	也		

午後 1 時 30 分 開会

○田中和美議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会臨時会にご
参集賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和 8 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会を開会
いたします。7 番 小林 修議員から、体調不良のため欠席する旨の届け出を受
けておりますので、ご了承ください。そのため、出席議員が 9 名でございます。
定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

△諸般の報告

○田中和美議長 まずは 1 点、報告事項がございます。

先週 7 月 8 日に開催されました、本組合議会運営委員会にて、委員長の交代が
ございました。橋本議員から辞任願が提出され、委員会で許可を得たのち、審議
の結果、新たに駒見議員が委員長となりました。

議員各位におかれましては、ご了承願います。

△議事日程の報告

○田中和美議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあり
ます日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○田中和美議長 次に、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 8 4 条の規定により、議長において指名いたします。

3 番 古山 大輔 議員

4 番 福島 ともお 議員

以上 2 名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○田中和美議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してあり

ましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 2 番 駒見行彦議員。

[駒見行彦議会運営委員長 登壇]

○駒見行彦議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る 7 月 8 日、委員会を開催し、本臨時会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日 1 日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、令和 8 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、委員会の報告とさせていただきます。

○田中和美議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田中和美議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

本臨時会に、地方自治法第 121 条の規定により、管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付しております印刷文書によりご了承願います。

△議案第 3 号及び議案第 4 号の一括上程、提案説明

○田中和美議長 次に、日程第 3、議案第 3 号及び議案第 4 号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 本日、ここに令和 8 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中ご

参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和8年も早いもので半年が過ぎ、7月となりました。先日の鴻巣市長選挙において、再選を果たされました並木市長におかれましては、誠におめでとうございます。引き続き本組合副管理者として、お力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

さて、本年8月で稼働後42年となる小針クリーンセンターでございますが、昨年度は予期せぬ設備故障があり、皆様には大変ご心配をいただいたところでございます。本組合といたしましては、より慎重な維持管理に努め、安定的なごみ処理を継続してまいります。議員各位におかれましても、変わらぬご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案について、議事日程の順序に従い説明申し上げます。

議案書の1ページから13ページになりますが、議案第3号及び議案第4号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本2議案は、国の人事院勧告及び埼玉県の人件委員会勧告を受け、また、組合構成市における関係条例の改正状況を踏まえ、職員の給与、報酬に係る条例の一部改正を行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、本年2月26日付けで専決処分したものでありまして、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田中和美議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[菅原広志事務局長 登壇]

○菅原広志事務局長 それでは、議案第3号及び議案第4号について、順次説明申し上げます。

はじめに、議案第3号、専決処分の承認を求めるについて、説明申し上げますので、議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年2月26日付けで

専決処分したことから、同条第3項の規定により組合議会に報告し、その承認を求めるものでございます。なお、構成市におきましても、人事院勧告による国家公務員の給与改定及び埼玉県人事委員会勧告による埼玉県職員の給与改定を受け、鴻巣市が本年1月の臨時会、行田市が本年3月の定例会において、関係条例の一部改正を行っております。

本案は、構成市における改正条例議決後の対応であり、本年3月支給の給与から適用するため、令和8年2月26日に専決処分し、同日付で公布したものでございます。

それでは、改正内容について説明申し上げますので、別冊の参考資料、条例等新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条の規定による改正内容は、第16条の2の期末手当、第16条の5の勤勉手当に関する規定及び別表第1行政職給料表の改定でございます。

第16条の2は、期末手当の12月支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の125から100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の70から100分の72.5に引き上げを行い、第16条の5は、勤勉手当の12月支給割合を、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の105から100分の107.5に、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の50から100分の52.5に引き上げを行ったものでございます。

2ページから7ページの別表第1行政職給料表の改定は、人事院勧告にならった構成市の給料表の改定に準拠しており、引き上げ額は表全体で見ますと4,700円から13,600円、組合事務局職員5人では、10,300円から11,200円で、改定率は平均3.0%の引き上げとなっております。この第1条の規定による改正に係る影響額は、組合事務局職員5人の合計で964,761円であり、1人平均約193,000円の増額となっております。

8ページをお願いいたします。第2条の規定による改正内容は、通勤手当について定めた第10条を国に準じた改正を行ったものでございます。第1項中では、第3号を削り、第2項中では、自動車等を使用する職員の通勤手当の額について、1か月当たり66,400円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に

応じた額を組合規則で定めるものでございます。また、9ページの下から2行目から10ページにかけまして、第5項として、自動車等を使用する職員が有料で駐車場等を利用している場合、1か月当たり5,000円を超えない範囲内で、駐車場等の利用に対する通勤手当を新たに支給するものでございます。第6項から第10項までは規定による用語の整備等を行ったものでございます。

10ページの下から2行目から11ページにかけましては、第1条で改正した期末、勤勉手当について、年間合計支給率を変えずに令和8年4月以降に支給する6月期と12月期の支給割合の平準化を図るもので、第16条の2の期末手当では、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給率を、100分の127.5から100分の126.25に、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を、100分の72.5から100分の71.25にするものでございます。

第16条の5の勤勉手当では、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給率を、100分の107.5から100分の106.25に、定年前再任用短時間勤務職員の支給率を、100分の52.5から100分の51.25にするものでございます。

議案書に戻りまして、9ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項は、施行期日を公布の日からとするものですが、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行することとしたものでございます。第2項は、改正後の条例の規定の適用日について定めたものでございます。

10ページをお願いいたします。第3項は、第1条の適用に当たり、改正前の給与条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす規定となっております。第4項は、管理者への委任規定となっております。

以上が、議案第3号の説明となります。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。議案第4号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本案は、彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号と同様、専決処分したことから、組合議会に報告し、その承認を求めるものでございます。先ほど説明申し上げました議案第3号の給与条例の一部改正を受け、会計年度任用職員の報酬等につきましては、常

勤職員の給与と均衡を図る必要があることから、構成市におきましても、関係条例の一部改正が行われております。本組合におきましても、構成市の改正状況を踏まえ、彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正を行ったものでございます。

12ページをお願いいたします。本案につきましても、構成市における改正条例議決後の対応であり、給与条例と同様に、令和8年2月26日に専決処分し、同日付で公布したものでございます。

別冊の参考資料、条例等新旧対照表の12ページをお願いいたします。

第1条の規定による改正内容は、第2条第10項の期末手当及び同条第12項の勤勉手当に関する規定の改正でございます。期末手当の12月支給割合を100分の125から100分の127.5に、勤勉手当の12月支給割合を100分の105から100分の107.5に、それぞれ改めるものでございます。

13ページをお願いいたします。第2条の規定による改正内容は、第1条で改正した会計年度任用職員に係る期末、勤勉手当について、年間合計支給率を変えずに、令和8年4月以降に支給する6月期と12月期の支給割合の平準化を図るため、第2条第10項の期末手当では、100分の127.5から100分の126.25に、同条第12項の勤勉手当では、100分の107.5から100分の106.25にするものでございます。

議案書に戻りまして、13ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項は、施行期日を公布の日からとするものですが、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行することとしたものでございます。第2項は、改正後の条例の規定の適用日について、第3項は、改正前の条例の規定により支給された報酬等を、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなすことを定めたものでございます。

以上で、議案第3号及び議案第4号の細部説明を終わらせていただきます。

○田中和美議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○田中和美議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中和美議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中和美議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

はじめに、議案第3号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中和美議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中和美議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

△議案第5号の上程、提案説明

○田中和美議長 次に、日程第4、議案第5号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 それでは、議案第5号、彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田中和美議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[菅原広志事務局長 登壇]

○菅原広志事務局長 それでは、議案第5号、彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いいたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年6月26日に公布され、公金収納事務のデジタル化に係る特定歳入等の収納に関する手続き等を定める事項が、第243条の2の7として新たに追加され、令和8年9月24日から施行されることとなったため、関係条例の引用条項にずれが生じるものでございます。構成市におきましては、鴻巣市が本年3月、行田市が本年6月の定例会において関係条例の一部改正が行われております。本組合におきましても、構成市の改正状況等を踏まえ、彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部改正を行うものでございます。

それでは改正内容について説明申し上げますので、条例等新旧対照表の14ページをお願いいたします。

条例第5条第1項及び第2項中の地方自治法の引用条項である第243条の2の8第3項を、第243条の2の9第3項に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、15ページをお願いいたします。附則でございますが、本条例の施行期日を、改正法の施行期日であります、令和8年9月24日とするものでございます。

以上で、議案第5号の細部説明を終わらせていただきます。

○田中和美議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○田中和美議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中和美議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中和美議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第 5 号、彩北広域清掃組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決するに賛成の議員は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○田中和美議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決することに決しました。

△特定事件の委員会付託

○田中和美議長 次に、日程第 5、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いをします。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○田中和美議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後 1 時 5 3 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 8 年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

田 中 和 美

彩北広域清掃組合議会議員

古 山 大 輔

同

福 島 と も お